

貸金庫規定改正のお知らせ

金融機関による貸金庫業務の適正化を図るため、2025年5月30日に金融庁の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」が改正されたことに伴い、当組合では貸金庫規定を以下のとおり改正いたします。改正後の規定は従来よりお取引いただいているお客様に対しても適用されますので、予めご了承ください。

1. 改正する規定 貸金庫規定
2. 改正日 2026年10月1日（木）
3. 改正内容

主な改正内容

（１）貸金庫に格納いただけないものに「現金」が追加されます

※「現金」には日本円のほか、外国通貨も含まれます。

日本円のうち以下が格納いただけない「現金」となります。

- ①日本銀行 HP「現在発行されている銀行券・貨幣」に掲載されている銀行券・貨幣
- ②「①」と肖像が同一である銀行券（2007年発行停止の一万円券（福沢諭吉））
- ③その他有効な銀行券・貨幣 [>日本銀行ホームページ](#)

（２）貸金庫の利用目的を書面で申告いただくこと 等

新旧対照表 [>こちらをご参照ください](#)

4. ご留意点

- ①現在、貸金庫内に現金を格納されているお客様におかれましては、現金のお取り出しをいただきますよう、お願いいたします。
- ②「利用目的」を申告いただく書類につきましては、お届けいただいている住所宛に郵送等させていただきます。

5. お問い合わせ先

ご不明点などございましたら貸金庫契約店までお問合せください。

規定改定に伴いお手数をおかけしますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

心のかけはし



大同信用組合